

規制の事前評価書

1. 規制の名称

暴力的要求行為として規制する行為の追加

2. 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課

3. 評価実施時期

平成20年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

近年、暴力団の資金獲得活動はますます多様化・巧妙化しており、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じるなどして、金融業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種事業活動に進出し、その威力を背景としつつも一般の経済取引を装って資金を獲得する傾向がみられる。こうした中で、暴力団は、各種事業の許認可、指導監督、公金支給等の権限を有する行政機関に対し、その権限を自己又は第三者の有利となるように行使させるような要求をする傾向が顕著になってきている。現行法では、行政機関に対し指定暴力団の威力を示して機関誌等の購読や賛助金の提供といった名目で不当に金品を要求する行為、各種契約の発注を要求する行為、債務の免除を要求する行為等については、暴力的要求行為として既に規制の対象としているが、近年の新たな傾向に対応し、不当な要求を抑止し、暴力団の資金源対策に資するため、指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示して行う、行政庁に対する一定の不当要求行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加することが必要である。

(2) 規制の内容（改正案）

指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示して、行政庁に対し法令上の要件に該当しないにもかかわらず、自己又は自己の関係者がした申請について許認可等することを要求する行為、国、地方公共団体等に対し、当該国、地方公共団体等が行う公共工事の入札について入札参加資格を有する者でないにもかかわらず、自己又は自己の関係者を入札に参加させることを要求する行為等を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条の暴力的要求行為として禁止される行為に追加し、中止命令及び再発防止命令の対象とする。

5. 法令の名称・関連条項とその内容

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第9条第15号から第20号(新設)

6. 想定される代替案

行政庁に対する許認可等を要求する行為等に対し、指導・警告等により対処する。

7. 規制の費用

○ 遵守費用

改正案については、規制を受けることとなる指定暴力団員は行政庁等に対する不当要求を行うことができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。代替案については、指導・警告等を受けた指定暴力団員は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

○ 行政費用

改正案については都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。代替案については通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。

○ その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

8. 規制の便益

改正案については、罰則を担保とした命令により行政庁等に対する不当要求が抑止され、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができるものと考えられる。

代替案については、暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であるところ、任意手段である指導・警告等では、不当要求が十分に抑止されるとはいえない。

9. 政策評価の結果

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用がほとんど生じないのに対して一定の便益があるといえることから、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が行政庁等に対する不当要求が抑止され、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができると期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10. 有識者の見解その他関連事項

なし

11. レビューを行う時期又は条件

改正法施行後、規制の適用状況及び暴力団員による不当要求の実態等を勘案し、必要と認められる時期にレビューを行う。